

日 薬 業 発 第 15 号
令 和 6 年 4 月 5 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長 田尻 泰典

糖尿病性腎症重症化予防に関する事業実施の手引きの送付について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

糖尿病性腎症重症化予防プログラムの改定については令和6年3月29日付け日薬業発第508号にてお知らせしたところですが、今般、同プログラムの改定に伴い、糖尿病性腎症重症化予防に関する事業実施の手引きの見直しについて、厚生労働省保険局国民健康保険課より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本手引きにつきましては、厚生労働省ホームページから確認できます。

貴会におかれましては、各都道府県等での取組が円滑に実施されるよう、協力・連携体制の構築にあたり、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○厚生労働省ホームページ

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>医療保険>国民健康保険制度>国民健康保険制度の保健事業について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu_hoken/hoken_jigyuu/index_00011.html

日本歯科医師会
日本薬剤師会
日本看護協会
日本栄養士会
国民健康保険中央会
日本糖尿病学会
日本糖尿病協会
日本腎臓学会
日本腎臓病協会

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

糖尿病性腎症重症化予防に関する事業実施の手引きの送付について

国民健康保険の保健事業の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申しあげます。

この度、厚生労働省保険局国民健康保険課では、糖尿病性腎症重傷化予防プログラムの改定に伴い、糖尿病性腎症重症化予防に関する事業実施の手引きの見直しを行い、別添のとおり、自治体宛に事務連絡を発出いたしました。

糖尿病性腎症の重症化予防の推進にあたっては、医療関係者と行政が協力して、連携体制を構築し取組を推進することが非常に重要であり、貴団体におかれましても、会員等に周知いただくとともに、都道府県及び市町村等との連携に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本手引きについては、下記、厚生労働省ホームページに掲載しております。

○ 掲載ホームページ URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/hokenjigyuu/index_00011.html

【問い合わせ先】

厚生労働省保険局国民健康保険課 保健事業担当
TEL : 03-5253-1111 (内線 3255)
E-mail : kokuho-hoken@mhlw.go.jp

事務連絡
令和6年3月28日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

糖尿病性腎症重症化予防に関する事業実施の手引きの送付について

国民健康保険の保健事業の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、糖尿病性腎症重症化予防プログラム（以下「プログラム」という。）の改定を受け、糖尿病性腎症に関する最新の医学的知見等を反映し、より効果的な取組を推進していただけるように「糖尿病性腎症重症化予防に関する事業実施の手引き（令和6年度版）」として見直しを行いました。

糖尿病性腎症重症化予防の推進にあたっては、医療関係者と行政とが協力して、連携体制を構築し取組を推進することが非常に重要です。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村、国民健康保険団体連合会及び都道府県医師会をはじめとする地域の医療関係団体等の関係機関へ本手引きを周知していただくとともに、プログラム及び本手引きを参考に、貴管内市町村の取組が円滑に行われるよう、支援をお願いいたします。

また、日本医師会、日本糖尿病対策推進会議、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、日本栄養士会、国民健康保険中央会に対しても、別途、本手引きの周知の依頼を行うとともに、自治体等が行う糖尿病性腎症重症化予防の取組に対する協力を依頼していることを申し添えます。

なお、本手引きについては、別途、当課から各市町村及び各国民健康保険団体連合会へ送付したうえで、下記、厚生労働省ホームページにも掲載しております。

○ 掲載ホームページ URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuho/ken/hokenjigyuu/index_00011.html

【問い合わせ先】

厚生労働省保険局国民健康保険課 保健事業担当

TEL : 03-5253-1111（内線 3255）

E-mail : kokuho-hoken@mhlw.go.jp

事務連絡
令和6年3月28日

各市町村国民健康保険主管部（局） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

糖尿病性腎症重症化予防に関する事業実施の手引きの送付について

国民健康保険の保健事業の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、糖尿病性腎症重症化予防プログラム（以下「プログラム」という。）の改定を受け、糖尿病性腎症に関する最新の医学的知見等を反映し、より効果的な取組を推進していただけるように「糖尿病性腎症重症化予防に関する事業実施の手引き（令和6年度版）」として見直しを行いました。

糖尿病性腎症重症化予防の推進にあたっては、医療関係者と行政とが協力し、連携体制を構築し取組を推進することが非常に重要です。

各市町村におかれましては、プログラムや本手引きの内容をご了知の上、郡市医師会をはじめとする地域の医療関係団体等の関係機関との連携を推進していただくとともに、特に、対象者の抽出基準や対象者の状態に応じた介入方法の検討、年齢層（青壮年期、高齢者）に応じた取組の推進、評価対象者のとらえ方や評価指標例を参考に糖尿病性腎症重症化予防の取組を実施いただきますようお願いいたします。

また、日本医師会、日本糖尿病対策推進会議、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、日本栄養士会に対しても、別途、本手引きの周知の依頼を行うとともに、自治体等が行う糖尿病性腎症重症化予防の取組に対する協力を依頼していることを申し添えます。

なお、本手引きについては、下記、厚生労働省ホームページに掲載しております。

○ 掲載ホームページ URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuho/ken/hokenjigyuu/index_00011.html

【問い合わせ先】

厚生労働省保険局国民健康保険課 保健事業担当
TEL : 03-5253-1111（内線 3255）
E-mail : kokuho-hoken@mhlw.go.jp